

昭和二十六年厚生省令第四号

毒物及び劇物取締法施行規則

毒物及び劇物取締法施行規則を次のように定める。

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 毒物若しくは劇物を直接取り扱う製造所又は営業所の設備の概要図
- 二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第二項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗の設備の概要図
- 二 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

(登録票の様式)

第三条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票は、別記第三号様式によるものとする。

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによって行うものとする。

(農薬用品目販売業者の取り扱う毒物及び劇物)

第四条の二 法第四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、別表第一に掲げる毒物及び劇物とする。

(特定品目販売業者の取り扱う劇物)

第四条の三 法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、別表第二に掲げる劇物とする。

(製造所等の設備)

第四条の四 毒物又は劇物の製造所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 毒物又は劇物の製造作業を行なう場所は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造とする等その外に毒物又は劇物が飛散し、漏れ、しみ出若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。
 - ロ 毒物又は劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備えていること。
- 二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
 - ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。
 - ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。
 - ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
- 三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- 四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

2 毒物又は劇物の輸入業の営業所及び販売業の店舗の設備の基準については、前項第二号から第四号までの規定を準用する。

(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 製造所、営業所又は店舗の名称
- 三 毒物劇物取扱責任者の氏名及び住所

(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 法第六条の二第一項の許可申請書は、別記第六号様式によるものとする。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の

指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 申請者の履歴書
- 二 研究所の設備の概要図
- 三 法第六条の二第三項第一号又は第二号に該当するかどうかに関する医師の診断書
- 四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面（法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第四条の七 法第六条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（治療等の考慮）

第四条の八 都道府県知事は、特定毒物研究者の許可の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該許可を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。（許可証の様式）

第四条の九 特定毒物研究者の許可証は、別記第七号様式によるものとする。（特定毒物研究者名簿の記載事項）

第四条の十 特定毒物研究者名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 許可番号及び許可年月日
- 二 特定毒物研究者の氏名及び住所
- 三 主たる研究所の名称及び所在地
- 四 特定毒物を必要とする研究事項
- 五 特定毒物の品目
- 六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条 法第七条第三項の届出は、別記第八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 薬剤師免許証の写し、法第八条第一項第二号に規定する学校を卒業したことを証する書類又は同項第三号に規定する試験に合格したことを証する書類
 - 二 法第八条第二項第二号又は第三号に該当するかどうかに関する医師の診断書
 - 三 法第八条第二項第四号に該当しないことを証する書類
 - 四 雇用契約書の写しその他毒物劇物営業者の毒物劇物取扱責任者に対する使用関係を証する書類
 - 五 毒物劇物取扱責任者として第十一条の三の二第二項において準用する同条第一項に規定する者を置く場合にあつては、令第三十六条の五第二項の規定により講じる措置の内容を記載した書面
- 3 前二項の規定は、毒物劇物営業者が毒物劇物取扱責任者を変更したときに準用する。この場合において、第一項中「別記第八号様式」とあるのは、「別記第九号様式」と読み替えるものとする。（学校の指定）

第六条 法第八条第一項第二号に規定する学校とは、学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校をいう。（法第八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者）

第六条の二 第四条の七の規定は、法第八条第二項第二号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。（毒物劇物取扱者試験）

第七条 法第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験は、筆記試験及び実地試験とする。

2 筆記試験は、左の事項について行う。

- 一 毒物及び劇物に関する法規
- 二 基礎化学
- 三 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

3 実地試験は、左の事項について行う。

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

第八条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験を実施する期日及び場所を定めたときは、少くとも試験を行う一月前までに公告しなければならない。

（合格証の交付）

第九条 都道府県知事は、毒物劇物取扱者試験に合格した者に合格証を交付しなければならない。

（登録の変更の申請）

第十条 法第九条第二項において準用する法第四条第二項の登録変更申請書は、別記第十号様式によるものとする。

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

（営業者の届出事項）

第十条の二 法第十条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 製造所、営業所又は店舗の名称
- 二 登録に係る毒物又は劇物の品目（当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。）

(特定毒物研究者の届出事項)

第十条の三 法第十条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主たる研究所の名称又は所在地
- 二 特定毒物を必要とする研究事項
- 三 特定毒物の品目
- 四 主たる研究所の設備の重要な部分

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 法第十条第一項又は第二項の届出は、別記第十一号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(登録票又は許可証の書換え交付の申請書の様式)

第十一条の二 令第三十五条第二項の申請書は、別記第十二号様式によるものとする。

(登録票又は許可証の再交付の申請書の様式)

第十一条の三 令第三十六条第二項の申請書は、別記第十三号様式によるものとする。

(令第三十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者等)

第十一条の三の二 令第三十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、特定毒物研究者の業務を行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うために同項に規定する措置を講じることが必要な者とする。

2 前項の規定は、令第三十六条の五第二項の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。

(飲食物の容器を使用してはならない劇物)

第十一条の四 法第十一条第四項に規定する劇物は、すべての劇物とする。

(解毒剤に関する表示)

第十一条の五 法第十二条第二項第三号に規定する毒物及び劇物は、有機⁵⁴リン化合物及びこれを含有する製剤たる毒物及び劇物とし、同号に規定するその解毒剤は、ニ―ピリジリアルドキシムメチオダイド(別名PAM)の製剤及び硫酸アトロピンの製剤とする。

(取扱及び使用上特に必要な表示事項)

第十一条の六 法第十二条第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

- 一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物(住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。)を販売し、又は授与するときは、次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用の際、手足や皮膚、特に眼にかからないように注意しなければならない旨
 - ハ 眼に入った場合は、直ちに流水でよく洗い、医師の診断を受けるべき旨
- 三 毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入したジメチル―ニ―ジクロロピニルホスフェイト(別名DDVP)を含有する製剤(衣料用の防虫剤に限る。)を販売し、又は授与するときは次に掲げる事項
 - イ 小児の手の届かないところに保管しなければならない旨
 - ロ 使用直前に開封し、包装紙等は直ちに処分すべき旨
 - ハ 居間等人が常時居住する室内では使用してはならない旨
 - ニ 皮膚に触れた場合には、石けんを使つてよく洗うべき旨
- 四 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに毒物劇物取扱責任者の氏名(農業用劇物の着色方法)

第十二条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める方法は、あせにくい黒色で着色する方法とする。

(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)

第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条の二の二 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて毒物劇物営業者の閲覧に供し、当該毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第十四条第三項前段に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
 - 二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 毒物劇物営業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、毒物劇物営業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十二条の二の三 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二条の二の四 令第三十九条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十二条の二の二第一項各号に規定する方法のうち毒物劇物営業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
(毒物又は劇物の交付の制限)

第十二条の二の五 第四条の七の規定は、法第十五条第一項第二号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者の業務」とあるのは、「毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置」と読み替えるものとする。
(交付を受ける者の確認)

第十二条の二の六 法第十五条第二項の規定による確認は、法第三条の四に規定する政令で定める物の交付を受ける者から、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等交付を受ける者の氏名及び住所を確めるに足りる資料の提示を受けて行なうものとする。ただし、毒物劇物営業者と常時取引関係にある者、毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員等毒物劇物営業者がその氏名及び住所を知りついている者に交付する場合、その代理人、使用人その他の従業者（毒物劇物営業者と常時取引関係にある法人又は毒物劇物営業者が農業協同組合その他の協同組織体である場合におけるその構成員たる法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。）であることが明らかな者にその者の業務に関し交付する場合及び官公署の職員であることが明らかな者にその者の業務に関し交付する場合は、その資料の提示を受けることを要しない。
(確認に関する帳簿)

第十二条の三 法第十五条第三項の規定により同条第二項の確認に関して帳簿に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 交付した劇物の名称
- 二 交付の年月日
- 三 交付を受けた者の氏名及び住所
(加鉛ガソリンの品質)

第十二条の四 令第七条に規定する厚生労働省令で定める加鉛ガソリンは、航空ピストン発動機用ガソリン、自動車排出ガス試験用ガソリン及びモーターオイル試験用ガソリンとする。
(定量方法)

第十二条の五 令第七条の二に規定する厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）K二二五五号（石油製品—ガソリン—鉛分の求め方）により定量した場合における数値を四エチル鉛に換算した数値とする。
(航空ピストン発動機用ガソリン等の着色)

第十二条の六 令第八条に規定する厚生労働省令で定める色は、赤色、青色、緑色又は紫色とする。
(防除実施の届出)

第十三条 令第十八条第二号又は第二十四条第二号の規定による届出は、別記第十四号様式による届書によるものとする。
(毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準等)

第十三条の二 令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。
- 二 常用の温度において六百キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- 三 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。
- 四 破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。
- 五 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。
- 六 ポータブルタンクの底に開口部がないこと。

2 令第四十条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める容器は、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は²⁰沸化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンク及びロードタンクビークルに該当するもの（以下この条において「ポータブルタンク等」という。）とし、ポータブルタンク等については、同条第三項から第五項までの規定は、適用しないものとする。
(令第四十条の三第二項の厚生労働省令で定める要件)

第十三条の三 令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。
- 二 ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。
- 三 自蔵式呼吸具を備えていること。
(交替して運転する者の同乗)

第十三条の四 令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。

- 一 一の運転者による連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この号において同じ。）が、四時間（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定により指定を受けた道路をいう。）のサービスエリア又はパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法第十一条第二号に定める施設をいう。）等に駐車又は停車できないため、やむを得ず一の運転者による連続運転時間が四時間を超える場合にあつては、四時間三十分）を超える場合
- 二 一の運転者による運転時間が、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間を超える場合
(毒物又は劇物を運搬する車両に掲げる標識)

第十三条の五 令第四十条の五第二項第二号に規定する標識は、○・三メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。
(毒物又は劇物を運搬する車両に備える保護具)

第十三条の六 令第四十条の五第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める保護具は、別表第五の上欄に掲げる毒物又は劇物ごとに下欄に掲げる物とする。

(荷送人の通知義務を要しない毒物又は劇物の数量)

第十三条の七 令第四十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める数量は、一回の運搬につき千キログラムとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の八 令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 荷送人の使用に係る電子計算機と運送人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて運送人の閲覧に供し、当該運送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(令第四十条の六第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、運送人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、荷送人の使用に係る電子計算機と、運送人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の九 令第四十条の六第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第二項各号に規定する方法のうち荷送人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(毒物劇物営業者等による情報の提供)

第十三条の十 令第四十条の九第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合

二 令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。

一 文書の交付

二 電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達

第十三条の十二 令第四十条の九第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提供しなければならない情報の内容は、次のとおりとする。

一 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 毒物又は劇物の別

三 名称並びに成分及びその含量

四 応急措置

五 火災時の措置

六 漏出時の措置

七 取扱い及び保管上の注意

八 暴露の防止及び保護のための措置

九 物理的及び化学的性質

十 安定性及び反応性

十一 毒性に関する情報

十二 廃棄上の注意

十三 輸送上の注意

(令第四十一条第三号に規定する内容積)

第十三条の十三 令第四十一条第三号に規定する厚生労働省令で定める量は、四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合の容器にあつては二百リットルとし、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合の容器にあつては千リットルとする。

(身分を示す証票)

第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

第十五条 法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

第十六条 削除

(登録が失効した場合等の届書)

第十七条 法第二十一条第一項の規定による登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失い、又は特定毒物使用者でなくなったときの届出は、別記第十七号様式による届書によるものとする。

(業務上取扱者の届出等)

第十八条 法第二十二条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、事業場の名称とする。

2 法第二十二条第一項及び第二項に規定する届出は、別記第十八号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

3 法第二十二条第三項に規定する届出は、別記第十九号様式による届書を提出することによつて行うものとする。

4 第五条(第二項第五号を除く。)の規定は、法第二十二条第一項に規定する者(同条第二項に規定する者を含む。)が行う毒物劇物取扱責任者に関する届出について準用する。この場合において第五条第一項中「法第七条第三項」とあるのは「法第二十二条第四項において準用する法第七条第三項」と、同条第三項中「毒物劇物営業者」とあるのは「法第二十二条第一項に規定する者」と読み替えるものとする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物)

第十八条の二 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、すべての毒物及び劇物とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第十九条 都道府県知事(販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調製する。

2 前項の規定により、都道府県知事が、電子情報処理組織によつて登録等の事務の全部又は一部を取り扱うときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

- 一 電子情報処理組織によつて取り扱う登録等の事務の範囲
- 二 電子情報処理組織の使用を開始する年月日
- 三 その他必要な事項

(電磁的記録媒体による手続)

第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によつて行うことができる。

第一条第一項	別記第一号様式による登録申請書
第二条第一項	別記第二号様式による登録申請書
第四条第一項	別記第四号様式による登録更新申請書
第四条第二項	別記第五号様式による登録更新申請書
第五条第一項	別記第八号様式による届書
第五条第三項において準用する同条第一項	別記第九号様式による届書
第十条第一項	別記第十号様式による登録変更申請書
第十一条第一項	別記第十一号様式による届書
第十一条の二	別記第十二号様式による申請書
第十一条の三	別記第十三号様式による申請書

(電磁的記録媒体に貼り付ける書面)

第二十一条 第二十条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

- 一 申請者又は届出者の氏名
- 二 申請年月日又は届出年月日

(権限の委任)

第二十二条 法第二十三条の三第一項及び令第三十六条の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十九条第五項(法第二十二条第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限
- 二 法第二十二条第七項において準用する法第二十条第二項に規定する権限
- 三 法第二十二条第六項に規定する権限
- 四 法第二十三条の二第一項に規定する権限

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月二十八日から適用する。
- 2 学校教育法附則第三条第一項の規定により存続を認められた旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)第二条第三項に規定する実業学校は、第六条に規定する学校とみなす。
- 3 当分の間、特定品目販売業の登録を受け、別表第二十九号に掲げる劇物(内燃機関用で使用されるものであつて、厚生労働大臣が定める方法により着色されたものに限る。以下「内燃機関用メタノール」という。)のみを販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する者については、第四条の三の規定にかかわらず、法第四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める劇物は、内燃機関用メタノールとする。この場合において、当該販売業者の店舗においてのみ法第七条第一項に規定する毒物劇物取扱責任者の業務を行うことのできる者に係る特定品目毒物劇物取扱者試験についての第七条第二項第三号及び同条第三項の規定の適用については、これらの規定中「別表第二に掲げる劇物」とあるのは、「附則第三項に規定する内燃機関用メタノール」とする。

附 則 (昭和二六年四月二〇日厚生省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二八年一〇月一日厚生省令第四七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 毒物又は劇物の指定等に関する省令(昭和二十六年厚生省令第二十四号)は、廃止する。

附 則 (昭和二九年七月一日厚生省令第三五号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年六月一日から適用する。

附 則 (昭和三〇年一〇月一日厚生省令第二四号)

(施行期日)

- 1 この省令は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百六十二号)の施行の日(昭和三十年十月一日)から施行する。

(経過規定)

- 2 この省令の施行前に交付された改正前の別記第三号様式による毒物(劇物)製造業(輸入業、販売業)登録票は、この様式に相当する改正後の毒物(劇物)製造業(輸入業、販売業)登録票とみなす。

附 則 (昭和三一年六月一二日厚生省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中¹酸化亜鉛を含有する製剤に関しては、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三七年三月二〇日厚生省令第九号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び別表第二の改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三九年一月三一日厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一月九日厚生省令第一号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四〇年七月二七日厚生省令第四〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四〇年一〇月二五日厚生省令第四八号)
 この省令中、別表第一の劇物の項第五号の次に一号を加える改正規定は公布の日から、同項第六十一号の次に一号を加える改正規定は公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
附 則 (昭和四一年七月一八日厚生省令第二六号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四二年一月三一日厚生省令第四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四二年一月二六日厚生省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四三年八月三〇日厚生省令第三五号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の四の次に一条を加える改正規定は、昭和四十四年三月一日から施行する。
附 則 (昭和四四年五月一三日厚生省令第一〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年七月一日厚生省令第一七号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年九月一日厚生省令第二八号)
 この省令は、昭和四十五年三月一日から施行する。
附 則 (昭和四六年三月三一日厚生省令第一一號) 抄
- 1 この省令は、昭和四十六年六月一日から施行する。ただし、別表第一の毒物の項第八号の改正規定、同表の劇物の項中第十五号の二を第十五号の三とし、第十五号の次に一号を加える改正規定、同項中第十七号の六を第十七号の七とし、第十七号の五を第十七号の六とし、第十七号の四の次に一号を加える改正規定、同項第三十三号の四の改正規定及び同項第五十九号の二の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四六年一月二七日厚生省令第四五号)
 この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。
附 則 (昭和四七年二月九日厚生省令第三号) 抄
- 1 この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。
附 則 (昭和四七年五月一七日厚生省令第二五号)
 この省令は、昭和四十七年六月一日から施行する。
附 則 (昭和四七年七月二〇日厚生省令第三九号)
 この省令は、昭和四十七年八月一日から施行する。
附 則 (昭和四九年五月二四日厚生省令第一八号)
 この省令は、昭和四十九年六月三日から施行する。
附 則 (昭和五〇年一月二五日厚生省令第四一號)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五〇年一月一九日厚生省令第四六号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年四月三〇日厚生省令第一五号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五一年七月三〇日厚生省令第三五号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年一〇月二四日厚生省令第六七号)
 この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。
附 則 (昭和五五年八月八日厚生省令第三〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五六年八月二五日厚生省令第五九号)
 この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。
附 則 (昭和五七年四月二〇日厚生省令第一九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五八年三月二九日厚生省令第一一號)
 この省令は、昭和五十八年四月十日から施行する。
附 則 (昭和五八年一月二日厚生省令第四二號)
 この省令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。
附 則 (昭和五九年三月一六日厚生省令第一一號)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五九年三月二一日厚生省令第一四号) 抄
- 1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 4 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の小分けを行うものは、この省令の施行後は、原体の小分けの登録を受けているものとみなす。
- 5 この省令の施行の際現に原体の製造の登録を受けている製造業者であつて、原体の製造(小分けを除く。)を行うものは、この省令の施行後は、原体の製造(小分けを除く。)の登録及び原体の小分けの登録を受けているものとみなす。
附 則 (昭和六〇年四月一六日厚生省令第二三號)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六〇年七月一二日厚生省令第三一號) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第三号に定める日（昭和六十年八月十二日）から、第二条中児童福祉法施行規則第三十一条及び第五十条の二の改正規定並びに第四条の規定は、同法附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。

附 則（昭和六〇年一月一七日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二九日厚生省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月一二日厚生省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月二日厚生省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年六月三日厚生省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月三〇日厚生省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月一七日厚生省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成二年二月一七日厚生省令第三号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第四の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二一日厚生省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月五日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一月一八日厚生省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月二一日厚生省令第九号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第三十二号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一〇月二一日厚生省令第六〇号）

この省令は、平成四年十月三十日から施行する。

附 則（平成五年三月一九日厚生省令第七号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号の改正規定については、公布の日から施行する。

附 則（平成五年九月一六日厚生省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成六年三月一八日厚生省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月二八日厚生省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年九月一九日厚生省令第五九号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表第一毒物の項第十八号並びに同表劇物の項第五号の三及び第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年四月一四日厚生省令第三〇号）

この省令は、平成七年四月二十三日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年九月二二日厚生省令第五一号）

この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の七の改正規定（同号を同項第十一号の八とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二五日厚生省令第一一号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号、第十一号の八、第十七号の三及び第五十一号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二八日厚生省令第二一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この省令の施行の際第二条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとする。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
附 則（平成八年一月二二日厚生省令第六三号）
この省令は、平成八年十二月一日から施行する。

附 則（平成九年三月五日厚生省令第九号）

- 1 この省令は、平成九年三月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成九年三月二四日厚生省令第一七号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一月二一日厚生省令第八三号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けている者の当該登録の更新の申請については、この省令による改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年五月一五日厚生省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一一日厚生省令第五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一一年九月二九日厚生省令第八四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十一年十月十五日から施行する。ただし、第十二条及び別表第一劇物の項第十一号の八の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に農業用品目販売業の登録を受けた者が販売又は授与の目的で貯蔵し、運搬し、又は陳列しているこの省令による改正前の別表第一に掲げる毒物又は劇物についての毒物及び劇物取締法第四条の三第一項の規定の適用については、平成十一年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令附則第二項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の住所
- 二 届出者がシアン化ナトリウム又は砒素化合物たる毒物若しくはこれを含有する製剤による保健衛生上の危害の防止に当たっている事業場の名称及び所在地
- 三 届出者が前号の事業場において同号の実務に従事することとなった年月日
- 四 第二号の事業場において取り扱う毒物の品目

附 則（平成一二年三月二四日厚生省令第三八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年四月二八日厚生省令第九四号）

この省令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第八号の四、第九号の二及び第十一号の八（同号を同項第十一号の九とする部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二二日厚生省令一一八号）

この省令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令一二七号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年一月二〇日厚生省令第一三四号）

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二九日厚生労働省令第一三四号）

この省令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年七月一三日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附 則（平成一四年三月二五日厚生労働省令第三〇号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日厚生労働省令第一五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一月三一日厚生労働省令第五号）

この省令は、平成十五年二月一日から施行する。ただし、第二十二條、第二十三條及び第二十八條の改正規定は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一七日厚生労働省令第二九号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年七月二日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二五日厚生労働省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月二八日厚生労働省令第一五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成一九年八月一五日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二五日厚生労働省令第一五二号）

この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二〇年六月二〇日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年四月八日厚生労働省令第一〇二号）

この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第五号及び第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一二月一五日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年二月一日厚生労働省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月一四日厚生労働省令第一三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二一日厚生労働省令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 第四条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二四年九月二〇日厚生労働省令第一三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年九月二一日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二七年六月一九日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一六日厚生労働省令第三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三〇年六月二九日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一七日厚生労働省令第一二八号）

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成三〇年一月一九日厚生労働省令第一四四号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年一月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年一月二八日厚生労働省令第一七号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和四年政令第三十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年六月三日厚生労働省令第九二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一月二六日厚生労働省令第一六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日厚生労働省令第九一号)

この省令は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和六年政令第九十六号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第1条関係)

毒物劇物 製造業
輸入業 登録申請書

製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考		

上記により、毒物劇物の製造業
輸入業の登録を申請します。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第2号様式（第2条関係）

別記第2号様式(第2条関係)

一 般 販 売 業
 毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
 特定品目販売業

店舗の所在地及び 名称	
備 考	

一 般 販 売 業
 上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
 特定品目販売業

年 月 日

住所〔法人にあつては、主
 たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあつては、名
 称及び代表者の氏名〕

都 道 府 県 知 事
 保健所設置市市長 殿
 特 別 区 区 長
 (注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第3号様式(第3条関係)

登録番号第 号

毒物劇物製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)登録票

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所(営業所又は店舗)の所在地

製造所(営業所又は店舗)の名称

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长



有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記第4号様式（第4条関係）

別記第4号様式(第4条関係)

製造業
毒物劇物 輸入業 登録更新申請書

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の製造業
輸入業 の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所 { 法人にあつては、主たる事務所
の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、名称及び代表
者の氏名 }

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第5号様式(第4条関係)

一 般 販 売 業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書
特定品目販売業

登録番号及び登録年月日	
店舗の所在地及び名称	
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	
備 考	

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
特定品目販売業

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長
(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第6号様式(第4条の6関係)

特定毒物研究者許可申請書

申請者の欠格条項	法第19条第4項の (1) 規定により許可を取り消されたこと	
	毒物若しくは劇物又は薬事に関する (2) 罪を犯し、又は罰金以上の刑に処せられたこと	
主たる研究所の所在地及び名称		
特定毒物を必要とする研究事項及び使用する特定毒物の品目		
備考		

上記により、特定毒物研究者の許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

都道府県知事 殿
指定都市の長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 申請者の欠格条項の(1)欄及び(2)欄には、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を記載すること。

別記第7号様式(第4条の9関係)

許可番号第 号

特 定 毒 物 研 究 者 許 可 証

住所

氏名

主たる研究所の所在地

主たる研究所の名称

毒物及び劇物取締法第6条の2の規定により許可された特定毒物研究者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長



別記第8号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名称	
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
	資格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのための取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのための取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第9号様式(第5条関係)

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所 在 地	
	名 称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
変 更 年 月 日		
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第10号様式(第10条関係)

別記第10号様式(第10条関係)

毒物劇物 製造業 登録変更申請書
輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在地		
	名称		
新たに製造(輸入)する品目		類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考			

上記により、毒物劇物 製造業 輸入業 の登録の変更を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所)
の所在地

氏名 (法人にあつては、名称及び代表)
者の氏名

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第11号様式の(1)(第11条関係)

変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日			
製 造 所 (営 業 所、店 舗、主 たる 研 究 所)	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕氏名〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

別記第11号様式の(2)(第11条関係)

別記第11号様式の(2)(第11条関係)

廃 止 届

業 務 の 種 別		
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日		
製 造 所 (営 業 所、店 舗、主 た る 研 究 所)	所 在 地	
	名 称	
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名)都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 殿
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

別記第12号様式(第11条の2関係)

登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造所(営業 所、店舗、主 たる研究所)	所在地		
	名称		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
	事 項		
変 更 年 月 日			
備 考			

製 造 業
輸 入 業
上記により、毒物劇物一般販売業登録票の書換え交付を申請します。
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名)

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第13号様式(第11条の3関係)

登録票(許可証)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業 所、店舗、主 たる研究所)	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備考		

製造業
輸入業
上記により、毒物劇物一般販売業 登録票の再交付を申請します。
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名称及び代表
者の氏名〕

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第14号様式(第13条関係)

害 虫 防 除 実 施 届

防除実施の目的		
防除実施の日時及び区域		
使用薬剤	品名	
	予定数量	
指導員	氏名	
	資格	
備考		

上記により、害虫防除の実施の届出をします。

年 月 日

住所〔使用者団体の代表者
の住所〕
氏名〔使用者団体の名称及
びその代表者の氏名〕

保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 防除実施の日時及び区域欄の記載に当たっては、日時と区域との関連を明らかにすること。
- 4 指導員の資格欄には、指導員が毒物及び劇物取締法施行令第18条第1号イからへまで及び同令第24条第1号イからへまでのいずれに該当するかを記載すること。

別記第15号様式(第14条関係)

表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 85mm → </div>	
<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 5px 0 0 40px;">毒物劇物監視員 身分証明書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">所属庁 氏名</p> <p style="margin: 5px 0 0 100px;">年 月 日生</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">年 月 日発行</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>
<p style="margin: 0;">厚生労働省(地方厚生局、都道府県、指定都市、保健所設置市又は特別区) ㊟</p>	

53mm

裏

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)抜すい
(立入検査等)

第18条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第11条第2項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第23条の2 第18条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

別記第16号様式(第15条関係)

← 210mm →	
<p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">収 去 証 控</p> <p>1 被収去者の住所</p> <p>2 被収去者の氏名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時</p> <p>7 収去場所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">収去者 職 氏 名</p> <p>備考</p>	<p style="text-align: center;">番 号</p> <p style="text-align: center;">収 去 証</p> <p>1 被収去者の住所</p> <p>2 被収去者の氏名</p> <p>3 収去品名</p> <p>4 収去数量</p> <p>5 収去目的</p> <p>6 収去日時</p> <p>7 収去場所</p> <p style="text-align: center;">毒物及び劇物取締法第18条の規定 に基づき、上記のとおり収去する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属庁</p> <p style="text-align: center;">収去者 職 氏 名[㊟]</p>
↑ 148mm ↓	

別記第17号様式(第17条関係)

特定毒物所有品目及び数量届書

登録(許可)の失効 等の年月日	
登録(許可)の失効 等の事由	
特定毒物の品目及 び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地氏名〔法人にあつては、名称及び代表〕
者の氏名都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第18号様式(第18条関係)

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種 類	令第41条第 号に規定する事業
	名 称	
	所在地	
取 扱 品 目		
備 考		

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

都道府県知事
 保健所設置市市長 殿
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第19号様式の(1)(第18条関係)

別記第19号様式の(1)(第18条関係)

変 更 届

事業場	種 類	令第41条第 号に規定する事業	
	名 称		
	所 在 地		
取 扱 品 目			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別記第19号様式の(2)(第18条関係)

廃 止 届

事業場	種 類	令第41条第 号に規定する事業
	名 称	
	所在地	
取 扱 品 目		
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に 所有する毒物又 は劇物の品名、数 量及び保管又は 処理の方法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所〔法人にあつては、主た
る事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

別表第一（第四条の二関係）

毒物

- 一 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン・八%以下を含有するものを除く。
- 一の二 $O-エチル-O-$ （二イソプロポキシカルボニルフェニル）— N —イソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフェンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $O-エチル-O-$ （二イソプロポキシカルボニルフェニル）— N —イソプロピルチオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
- 一の三 $O-エチル=S \cdot S-$ ジプロピル=ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $O-エチル=S \cdot S-$ ジプロピル=ホスホロジチオアート五%以下を含有するものを除く。
- 二 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）及びこれを含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト・五%以下を含有するものを除く。
- 三及び四 削除
- 五 削除
- 六 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 紺青及びこれを含有する製剤
ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
- 七 ジエチル— $S-$ （エチルチオエチル）—ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル— $S-$ （エチルチオエチル）—ジチオホスフェイト五%以下を含有するものを除く。
- 七の二 削除
- 七の三 ジエチル—（一・三—ジチオシクロペンチリデン）—チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—（一・三—ジチオシクロペンチリデン）—チオホスホルアミド五%以下を含有するものを除く。
- 八 ジエチル—四—メチルスルフィニルフェニル—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル—四—メチルスルフィニルフェニル—チオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 九 二・三—ジシアノー—・四—ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三—ジシアノー—・四—ジチアアントラキノン五〇%以下を含有するものを除く。
- 十 削除
- 十の二 二—ジフェニルアセチル—一・三—インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二—ジフェニルアセチル—一・三—インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有するものを除く。
- 十一 削除
- 十二 ジメチル—（ジエチルアミド——クロクロトニル）—ホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十三 一・一'—ジメチル—四・四'—ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十三の二 二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル— N —メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル— N —メチルカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 十四及び十五 削除
- 十六 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル=（ Z ）—（ $-RS \cdot -RS$ ）—三—（二クロロ—三・三・三—トリフルオロ——プロペニル）—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル=（ Z ）—（ $-RS \cdot -RS$ ）—三—（二クロロ—三・三・三—トリフルオロ——プロペニル）—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十六の二 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。
- 十七 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 十八 $S \cdot S-$ ビス（—メチルプロピル）= $O-エチル=$ ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、 $S \cdot S-$ ビス（—メチルプロピル）= $O-エチル=$ ホスホロジチオアート一〇%以下を含有するものを除く。
- 十八の二 ブチル= $二 \cdot 三—ジヒドロ—二 \cdot 二—ジメチルベンゾフラン—七—イル=N \cdot N'$ —ジメチル— $N \cdot N'$ —チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル= $二 \cdot 三—ジヒドロ—二 \cdot 二—ジメチルベンゾフラン—七—イル=N \cdot N'$ —ジメチル— $N \cdot N'$ —チオジカルバマート五%以下を含有するものを除く。
- 十九 燐化スルフルル及びこれを含有する製剤
- 二十 ヘキサキス（ $\beta \cdot \beta$ —ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタズ）及びこれを含有する製剤
- 二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
- 二十の三 メチル— $N' \cdot N'$ —ジメチル— $N-$ [(メチルカルバモイル) オキシ] ——チオオキササミミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル— $N' \cdot N'$ —ジメチル— $N-$ [(メチルカルバモイル) オキシ] ——チオオキササミミデート〇・八%以下を含有するものを除く。
- 二十の四 $S-$ メチル— $N-$ [(メチルカルバモイル) オキシ] —チオアセトイミデート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤。ただし、 $S-$ メチル— $N-$ [(メチルカルバモイル) オキシ] —チオアセトイミデート四五%以下を含有するものを除く。
- 二十一 モノフルオール酢酸並びにその塩類及びこれを含有する製剤
- 二十二 削除
- 二十三 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 劇物
- 一 無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 二 アバメクチン・八%以下を含有する製剤
- 二の二 $L-二-アミノ—四—$ [(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィノイル] ブチリル— $L-アラニル—L-アラニン$ 、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、 $L-二-アミノ—四—$ [(ヒドロキシ) (メチル) ホスフィノイル] ブチリル— $L-アラニル—L-アラニン$ として一九%以下を含有するものを除く。
- 三 アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
- 四 二イソプロピルオキシフェニル— $N-$ メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、二イソプロピルオキシフェニル— $N-$ メチルカルバマート一%以下を含有するものを除く。

- 四の二 ニーイソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート・5%以下を含有するものを除く。
- 五 ニーイソプロピル-四-メチルピリミジル-六-ジエチルチオホスフェイト (別名ダイアジノン) 及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル-四-メチルピリミジル-六-ジエチルチオホスフェイト5% (マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%) 以下を含有するものを除く。
- 五の二 削除
- 五の三 一・一' -イミノジ (オクタメチレン) ジグアニジン (別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 一・一' -イミノジ (オクタメチレン) ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤 (口に該当するものを除く。)
ロ 一・一' -イミノジ (オクタメチレン) ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 五の四 O-エチル-O- (ニーイソプロボキシカルボニルフェニル) -N-イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソフエンホス) 5%以下を含有する製剤
- 六 削除
- 六の二 エチル=ニージェトキシチオホスホリルオキシ-五-メチルピラゾロ [一・五-a] ピリミジン-六-カルボキシラート (別名ピラゾホス) 及びこれを含有する製剤
- 七 削除
- 七の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。
- 七の三 O-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス) 5%以下を含有する製剤。ただし、O-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート3%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 七の四 ニーエチル-三・七-ジメチル-六- [四- (トリフルオロメトキシ) フェノキシ] -四-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤
- 七の五 ニーエチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート (別名エチオフエンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ニーエチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート2%以下を含有するものを除く。
- 八 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN) 一・五%以下を含有する製剤
- 八の二 O-エチル=S-プロピル= [(二E) -二- (シアノイミノ) -三-エチルイミダゾリジン-一-イル] ホスホノチオアート (別名イミシアホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S-プロピル= [(二E) -二- (シアノイミノ) -三-エチルイミダゾリジン-一-イル] ホスホノチオアート・5%以下を含有するものを除く。
- 八の三 エチル= (Z) -三- [N-ベンジル-N- [(メチル (一-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ) チオ] アミノ] プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 八の四 O-エチル-O-四-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-四-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
- 八の五 O-エチル=S-一-メチルプロピル= (二-オキソ-三-チアゾリジニル) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート) 及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S-一-メチルプロピル= (二-オキソ-三-チアゾリジニル) ホスホノチオアート・5%以下を含有するものを除く。
- 九 エチレンクロロヒドリン及びこれを含有する製剤
- 九の二 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含有するものを除く。
- 十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 十の二 (一R・二S・三R・四S) -七-オキサビシクロ [二・二・一] ヘプタン-二・三-ジカルボン酸 (別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S) -七-オキサビシクロ [二・二・一] ヘプタン-二・三-ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。
- 十の三 ニークロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤
- 十の四及び十の五 削除
- 十の六 ニークロル-一- (二・四-ジクロロフェニル) ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十一 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 十一の二 四-クロロ-三-エチル-一-メチル-N- [四- (パラトリルオキシ) ベンジル] ピラゾール-五-カルボキサミド及びこれを含有する製剤
- 十一の三 五-クロロ-N- [二- [四- (二-エトキシエチル) -二・三-ジメチルフェノキシ] エチル] -六-エチルピリミジン-四-アミン (別名ピリミジフェン) 及びこれを含有する製剤。ただし、五-クロロ-N- [二- [四- (二-エトキシエチル) -二・三-ジメチルフェノキシ] エチル] -六-エチルピリミジン-四-アミン4%以下を含有するものを除く。
- 十一の四 トランス-N- (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N' -シアノ-N-メチルアセトアミジン (別名アセタミプリド) 及びこれを含有する製剤。ただし、トランス-N- (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N' -シアノ-N-メチルアセトアミジン2%以下を含有するものを除く。
- 十一の五 一- (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N-ニトロイミダゾリジン-二-イリデンアミン (別名イミダクロプリド) 及びこれを含有する製剤。ただし、一- (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N-ニトロイミダゾリジン-二-イリデンアミン2% (マイクロカプセル製剤にあつては、一二%) 以下を含有するものを除く。
- 十一の六 三- (六-クロロピリジン-三-イルメチル) -一・三-チアゾリジン-二-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド) 及びこれを含有する製剤。ただし、三- (六-クロロピリジン-三-イルメチル) -一・三-チアゾリジン-二-イリデンシアナミド3%以下を含有するものを除く。
- 十一の七 (RS) - [O-一- (四-クロロフェニル) ピラゾール-四-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート] (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(RS) - [O-一- (四-クロロフェニル) ピラゾール-四-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート] 6%以下を含有するものを除く。
- 十一の八 四-クロロ-二-フルオロ-五- [(RS) - (二・二・二-トリフルオロエチル) スルフィニル] フェニル=五- [(トリフルオロメチル) チオ] ペンチル=エーテル (別名フルベンチオフェノツクス) 及びこれを含有する製剤
- 十一の九 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド・O%以下を含有するものを除く。
- 十一の十 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 五—アミノ— (二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —四—エチルスルフィニル—H—ピラゾール—
三—カルボニトリル (別名エチプロール) 及びこれを含有する製剤
- (2) 五—アミノ— (二・六—ジクロロ—四—トリフルオロメチルフェニル) —三—シアノ—四—トリフルオロメチルスルフィ
ニルピラゾール (別名フィプロニル) —% (マイクロカプセル製剤にあつては、五%) 以下を含有する製剤
- (3) 四—アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- (4) 四—アルキル—四' —シアノ—パラ—テルフェニル及びこれを含有する製剤
- (5) 四—アルキル—四' —シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (6) 四—アルキル—四' —シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- (7) 五—アルキル—二— (四—シアノフェニル) ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (8) 四—アルキルシクロヘキシル—四' —シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (9) 五— (四—アルキルフェニル) —二— (四—シアノフェニル) ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (10) 四—アルコキシ—四' —シアノ—ビフェニル及びこれを含有する製剤
- (11) 四—イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (12) 四—〔トランス—四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (13) 四—〔五— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) —二—ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (14) 四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) —二—フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (15) トランス—四' —エチル—トランス—一・一' —ビシクロヘキサン—四—カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (16) 四' —〔二— (エトキシ) エトキシ〕—四—ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (17) 四—〔トランス—四— (エトキシメチル) シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (18) 三— (オクタデセニルオキシ) プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (19) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (20) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) カプリロニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 二— (四—クロロ—六—エチルアミノ—S—トリアジン—二—イルアミノ) —二—メチル—プロピオニトリル五〇%以下を
含有する製剤
- (23) 四—クロロ—二—シアノ—N・N—ジメチル—五—パラ—トリルイミダゾール—スルホンアミド及びこれを含有する
製剤
- (24) 三—クロロ—四—シアノフェニル—四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (25) 三—クロロ—四—シアノフェニル—四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (26) — (三—クロロ—四・五・六・七—テトラヒドロピラゾロ [一・五—a] ピリジン—二—イル) —五— [メチル (プロブ
—二—イン—一—イル) アミノ] —H—ピラゾール—四—カルボニトリル (別名ピラクロニル) 及びこれを含有する製剤
- (27) — (三—クロロ—二—ピリジル) —四' —シアノ—二' —メチル—六' — (メチルカルバモイル) —三— [[五— (トリ
フルオロメチル) —二H—一・二・三・四—テトラゾール—二—イル] メチル] —H—ピラゾール—五—カルボキサニド及び
これを含有する製剤
- (28) 二— (四—クロロフェニル) —二— (—H—一・二・四—トリアゾール—一—イルメチル) ヘキサニトリル (別名ミクロ
ブタニル) 及びこれを含有する製剤
- (29) (R S) —四— (四—クロロフェニル) —二—フェニル—二— (—H—一・二・四—トリアゾール—一—イルメチル) プチ
ロニトリル及びこれを含有する製剤
- (30) 高分子化合物
- (31) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (32) N— (二—シアノエチル) —一・三—ビス (アミノメチル) ベンゼン、N・N' —ジ (二—シアノエチル) —一・三—ビス
(アミノメチル) ベンゼン及びN・N・N' —トリ (二—シアノエチル) —一・三—ビス (アミノメチル) ベンゼンの混合物並び
にこれを含有する製剤
- (33) (R S) —二—シアノ—N— [(R) —一— (二・四—ジクロロフェニル) エチル] —三・三—ジメチルブチラミド (別名ジ
クロシメツト) 及びこれを含有する製剤
- (34) 二—シアノ—三・三—ジフェニルプロパ—二—エン酸二—エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (35) N— (—シアノ—一・二—ジメチルプロピル) —二— (二・四—ジクロロフェノキシ) プロピオンアミド及びこれを含有
する製剤
- (36) N— [(R S) —シアノ (チオフエン—二—イル) メチル] —四—エチル—二— (エチルアミノ) —一・三—チアゾール—
五—カルボキサミド (別名エタボキサム) 及びこれを含有する製剤
- (37) 四' —シアノ—四—ビフェニル=トランス—四—エチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (38) 四' —シアノ—四—ビフェニル=トランス—四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカル
ボキシラート及びこれを含有する製剤
- (39) 四—シアノ—四' —ビフェニル=四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (40) 四' —シアノ—四—ビフェニル=四' —ヘプチル—四—ビフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (41) 四' —シアノ—四—ビフェニル=トランス—四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) —一—シクロヘキサンカル
ボキシラート及びこれを含有する製剤
- (42) 四—シアノ—四' —ビフェニル=四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (43) 四—シアノフェニル=トランス—四—ブチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (44) 四—シアノフェニル=トランス—四—プロピル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (45) 四—シアノフェニル=トランス—四—ペンチル—一—シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (46) 四—シアノフェニル=四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (47) (E) —二— {二— (四—シアノフェニル) —一— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリ
フルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドと (Z) —二— {二— (四—シアノフェニル) —一— [三— (トリフ
ルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミドとの混合物
(E) —二— {二— (四—シアノフェニル) —一— [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフ
ルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド九〇%以上を含有し、かつ、(Z) —二— {二— (四—シアノフェニル)

- [三— (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン} —N— [四— (トリフルオロメトキシ) フェニル] ヒドラジンカルボキサミド—○%以下を含有するものに限る。) (別名メタフルミゾン) 及びこれを含有する製剤
- (48) (S) —四—シアノフェニル=四— (二—メチルプトキシ) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (49) (RS) —シアノ— (三—フェノキシフェニル) メチル=二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロトリン) —%以下を含有する製剤
- (50) (RS) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル=N— (二—クロロ— α ・ α ・ α —トリフルオロ—パラトリル) —D—バリンアート (別名フルバリンアート) 5%以下を含有する製剤
- (51) α —シアノ—三—フェノキシベンジル=二・二—ジクロロ— (四—エトキシフェニル) ——シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン) 及びこれを含有する製剤
- (52) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—S・三S) —三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパン—カルボキシラートとの等量混合物○・八八%以下を含有する製剤
- (53) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— (一・二・二・二—テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン) ○・九%以下を含有する製剤
- (54) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (Z) — (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— [二— (二・二・二—トリフルオロ—トリフルオロメチルエトキシカルボニル) ビニル] シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (55) (S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラートと (R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラートとの混合物 ((S) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート九—%以上九九%以下を含有し、かつ、(R) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート—%以上九%以下を含有するものに限る。) —○%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- (56) (RS) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三R) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート八%以下を含有する製剤
- (57) (RS) — α —シアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— (二—メチル—プロペニル) ——シクロプロパンカルボキシラート二%以下を含有する製剤
- (58) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—エチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (59) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (60) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (エトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (61) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—ブチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (62) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (63) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (プトキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (64) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (65) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (66) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (プロポキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (67) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—ヘプチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (68) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (ペンチルオキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (69) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四— (トランス—四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (70) 四—シアノ—三—フルオロフェニル=四—ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (71) α —シアノ—四—フルオロ—三—フェノキシベンジル=三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤
- (72) N—シアノメチル—四— (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (73) トランス— (二—シアノ—二—メトキシミノアセチル) —三—エチルウレア (別名シモキサニル) 及びこれを含有する製剤
- (74) 一・四—ジアミノ—二・三—ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
- (75) O・O—ジエチル—O— (α —シアノベンジリデンアミノ) チオホスフェイト (別名ホキシム) 及びこれを含有する製剤
- (76) 三・三' — (一・四—ジオキソピロロ [三・四—c] ピロール—三・六—ジイル) ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (77) 二—シクロヘキシリデン—二—フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (78) 二・六—ジクロロシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (79) 三・四—ジクロロ—二'—シアノ—二—チアゾール—五—カルボキサニリド (別名イソチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (80) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
- (81) 二・六—ジフルオロ—四— (トランス—四—プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (82) 四— [二・三— (ジフルオロメチレンジオキシ) フェニル] ピロール—三—カルボニトリル (別名フルジオクソニル) 及びこれを含有する製剤
- (83) 三・七—ジメチル—二・六—オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (84) 三・七—ジメチル—六—オクテンニトリル及びこれを含有する製剤
- (85) 三・七—ジメチル—二・六—ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (86) 三・七—ジメチル—三・六—ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
- (87) 四・八—ジメチル—七—ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (88) ジメチルパラシアニルフェニル—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- (89) N— (α ・ α —ジメチルベンジル) —二—シアノ—二—フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
- (90) 四・四—ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤

- (91) 三・五-ジヨード-四-オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (92) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
- (93) 染料
- (94) テトラクロルーメタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (95) トリチオシクロヘプタジエン-三・四・六・七-テトラニトリル-五%以下を含有する燻蒸剤
- (96) ニートリデセンニトリルと三-トリデセンニトリルとの混合物 (ニートリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三-トリデセンニトリル-五%以上-一九%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤
- (97) 二・二・三-トリメチル-三-シクロペンテンアセトニトリル-〇%以下を含有する製剤
- (98) パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (99) バルミトニトリル及びこれを含有する製剤
- (100) 一・二-ビス (N-シアノメチル-N・N-ジメチルアンモニウム) エタン=ジクロリド及びこれを含有する製剤
- (101) 二-ヒドロキシ-五-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (102) 四- (トランス-四-ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (103) 三-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (104) ブチル= (R) -二- [四- (四-シアノ-二-フルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホツブブチル) 及びこれを含有する製剤
- (105) トランス-四- (五-ブチル-一・三-ジオキサソ-二-イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (106) 四- [トランス-四- (トランス-四-ブチルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (107) 四-ブチル-二・六-ジフルオロ安息香酸四-シアノ-三-フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (108) (E) -二- (四-ターシャリーブチルフェニル) -二-シアノ-一- (一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル=二・二-ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフェン) 及びこれを含有する製剤
- (109) トランス-四' -ブチル-トランス-四-ヘプチル-トランス-一・一' -ビシクロヘキサソ-四-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (110) 四' -一 [トランス-四- (三-ブチル) シクロヘキシル] -四-ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (111) 四- [トランス-四- (三-ブチル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (112) 二-フルオロ-四- [トランス-四- (トランス-四-エチルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) (Z) -二- [二-フルオロ-五- (トリフルオロメチル) フェニルチオ] -二- [三- (二-メトキシフェニル) -一・三-チアゾリジン-二-イリデン] アセトニトリル (別名フルチアニル) 及びこれを含有する製剤
- (114) 二-フルオロ-四- [トランス-四- (トランス-四-プロピルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (115) 二-フルオロ-四- (トランス-四-プロピルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (116) 三' -フルオロ-四' -プロピル-四-パラ-テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (117) 二-フルオロ-四- (トランス-四-ペンチルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) 二-フルオロ-四- [トランス-四- (三-メトキシプロピル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) トランス-四- (五-プロピル-一・三-ジオキサソ-二-イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) 四- [トランス-四- (トランス-四-プロピルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (121) 四- [二- (トランス-四' -プロピル-トランス-一・一' -ビシクロヘキサソ-四-イル) エチル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (122) 四- [トランス-四- (一-プロペニル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (123) 三-プロモ-一- (三-クロロピリジン-二-イル) -N- [四-シアノ-二-メチル-六- (メチルカルバモイル) フェニル] -一-H-ピラゾール-五-カルボキサミド (別名シアントラニプロール) 及びこれを含有する製剤
- (124) 四-プロモ-二- (四-クロロフェニル) -一-エトキシメチル-五-トリフルオロメチルピロール-三-カルボニトリル (別名クロルフエナビル) 〇・六%以下を含有する製剤
- (125) 二-プロモ-二- (プロモメチル) グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
- (126) 三- (シス-三-ヘキセニロキシ) プロパンニトリル及びこれを含有する製剤
- (127) 四- [五- (トランス-四-ヘプチルシクロヘキシル) -二-ピリミジン] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (128) ペンタクロマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
- (129) トランス-四- (五-ペンチル-一・三-ジオキサソ-二-イル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (130) 四- [トランス-四- (トランス-四-ペンチルシクロヘキシル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (131) 四- [五- (トランス-四-ペンチルシクロヘキシル) -二-ピリミジン] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 四-ペンチル-二・六-ジフルオロ安息香酸四-シアノ-三-フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (133) 四- [(E) -三-ペンテニル] 安息香酸四-シアノ-三・五-ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (134) 四' -一 [トランス-四- (四-ペンテニル) シクロヘキシル] -四-ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (135) 四- [トランス-四- (一-ペンテニル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四- [トランス-四- (三-ペンテニル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四- [トランス-四- (四-ペンテニル) シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (139) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (140) メチル= (E) -二- [二- [六- (二-シアノフェノキシ) ピリミジン-四-イルオキシ] フェニル] -三-メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (141) 三-メチル-二-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 三-メチル-三-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤

- (143) ニーメトキシエチル＝(RS)ー二ー(四ーtーブチルフェニル)ー二ーシアノー三ーオキソ三ー(二ートリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤
- (144) 四ー〔トランスー四ー(メトキシプロピル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (145) 四ー〔トランスー四ー(メトキシメチル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 十二 シアン酸ナトリウム
- 十三 削除
- 十三の二 ニージェチルアミノー六ーメチルピリミジルー四ージエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十四 ジエチルーSー(エチルチオエチル)ージチオホスフェイト5%以下を含有する製剤
- 十四の二 ジエチルーSー(二ーオキソ六ークロルベンゾオキサゾロメチル)ージチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルーSー(二ーオキソ六ークロルベンゾオキサゾロメチル)ージチオホスフェイト二・二%以下を含有するものを除く。
- 十四の三 O・O'ージエチル＝O''ー(二ーキノキサリニル)ーチオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤
- 十五 ジエチルー四ークロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十五の二 削除
- 十五の三 ジエチルーー(二'・四'ージクロルフェニル)ー二ークロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 十六 ジエチルー(二・四ージクロルフェニル)ーチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー(二・四ージクロルフェニル)ーチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
- 十七 削除
- 十七の二 ジエチルー(一・三ージチオシクロペンチリデン)ーチオホスホルアミド5%以下を含有する製剤
- 十七の三 ジエチルー三・五・六ートリクロルー二ーピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー三・五・六ートリクロルー二ーピリジルチオホスフェイト一%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。
- 十七の四 ジエチルー(五ーフェニルー三ーイソキサゾリル)ーチオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチルー(五ーフェニルー三ーイソキサゾリル)ーチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 十七の五 削除
- 十七の六 ジエチルー四ーメチルスルフィニルフェニルーチオホスフェイト3%以下を含有する製剤
- 十七の七 削除
- 十七の八 一・三ージカルバモイルチオー二ー(N・Nージメチルアミノ)ープロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一・三ージカルバモイルチオー二ー(N・Nージメチルアミノ)ープロパンとして二%以下を含有するものを除く。
- 十八 削除
- 十八の二 ジ(二ークロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
- 十九 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
- 十九の二 二'・四ージクロロー α ・ α ・ α ートリフルオロー四'ーニトロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二'・四ージクロロー α ・ α ・ α ートリフルオロー四'ーニトロメタトルエンシルホンアニリドO・三%以下を含有するものを除く。
- 二十 一・三ージクロプロペン及びこれを含有する製剤
- 二十一から二十四まで 削除
- 二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナートO・二%以下を含有するものを除く。
- 二十四の三 二・三ージヒドロ二ー二ージメチルー七ーベンゾ〔b〕フラニルーNージブチルアミノチオーNーメチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤
- 二十五 二・二'ージピリジリウムー一・一'ーエチレンジプロミド及びこれを含有する製剤
- 二十五の二 ニージフェニルアセチルー一・三ーインダンジオンO・O○5%以下を含有する製剤
- 二十五の三 三ー(ジフルオロメチル)ー一ーメチルーNー〔(3R)ー一・一・三ートリメチルー二・三ージヒドロ一ーHーインデンー四ーイル〕ー一ーHーピラゾルー四ーカルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三ー(ジフルオロメチル)ー一ーメチルーNー〔(3R)ー一・一・三ートリメチルー二・三ージヒドロ一ーHーインデンー四ーイル〕ー一ーHーピラゾルー四ーカルボキサミド3%以下を含有するものを除く。
- 二十五の四 ジプロピルー四ーメチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 二十六から二十八まで 削除
- 二十八の二 ニージメチルアミノー五・六ージメチルピリミジルー四ーN・Nージメチルカルバマート及びこれを含有する製剤
- 二十八の三 五ージメチルアミノー一・二・三ートリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、五ージメチルアミノー一・二・三ートリチアンとして3%以下を含有するものを除く。
- 二十九 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)及びこれを含有する製剤
- 三十一 ジメチルー二・二ージクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)及びこれを含有する製剤
- 三十二 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル3%以下を含有するものを除く。
- 三十二の二 三ージメチルジチオホスホリルーSーメチルー五ーメトキシ一・三・四ーチアジアズリンー二ーオン及びこれを含有する製剤
- 三十二の三 二・二ージメチルー二・三ージヒドロ一ーベンゾフランー七ーイル＝Nー〔Nー(二ーエトキシカルボニルエチル)ーNーイソプロピルスルフェナモイル〕ーNーメチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、二・二ージメチルー二・三ージヒドロ一ーベンゾフランー七ーイル＝Nー〔Nー(二ーエトキシカルボニルエチル)ーNーイソプロピルスルフェナモイル〕ーNーメチルカルバマート6%以下を含有するものを除く。
- 三十三 ジメチルジブROMジクロルエチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十三の二及び三十三の三 削除

- 三十三の四 三・五—ジメチルフエニル—N—メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、三・五—ジメチルフエニル—N—メチルカルバマート三%以下を含有するものを除く。
- 三十四 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十四の二 二・二—ジメチル—一・三—ベンゾジオキソール—四—イル—N—メチルカルバマート（別名ベンダイオカルブ）五%以下を含有する製剤
- 三十五 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジメチル—（N—メチルカルバミルメチル）—ジチオホスフェイト（別名ジメトエート）及びこれを含有する製剤
- 三十六の二 O・O—ジメチル—O—（三—メチル—四—メチルスルフィニルフェニル）—チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十七 ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル—四—メチルメルカプト—三—メチルフエニルチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 三—（ジメトキシホスフィニルオキシ）—N—メチル—シス—クロトナミド及びこれを含有する製剤
- 三十八から四十一まで 削除
- 四十一の二 二—チオ—三・五—ジメチルテトラヒドロ—一・三・五—チアジアジン及びこれを含有する製剤
- 四十二 削除
- 四十三 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 四十三の二 削除
- 四十三の三 (S)—二・三・五・六—テトラヒドロ—六—フェニルイミダゾ [二・一—b] チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)—二・三・五・六—テトラヒドロ—六—フェニルイミダゾ [二・一—b] チアゾールとして六・八%以下を含有するものを除く。
- 四十三の四 二・三・五・六—テトラフルオロ—四—メチルベンジル= (Z)—（—RS・三RS）—三—（二—クロロ—三・三・三—トリフルオロ—一—プロベニル）—二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）—一・五%以下を含有する製剤
- 四十三の五 三・七・九・一—三—テトラメチル—五・一—ジオキサ—二・八・一—四—トリチア—四・七・九・一—二—テトラアザペンタデカー—三・一—二—ジェン—六・一—O—ジオン（別名チオジカルブ）及びこれを含有する製剤
- 四十三の六 二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン（別名メタアルデヒド）及びこれを含有する製剤。ただし、二・四・六・八—テトラメチル—一・三・五・七—テトラオキソカン—O%以下を含有するものを除く。
- 四十四 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
- 四十五 削除
- 四十六 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト—O%以下を含有するものを除く。
- 四十六の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして—O%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして—%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。
- 四十七 S・S—ビス（—メチルプロピル）=O—エチル=ホスホロジチオアート（別名カズサホス）—O%以下を含有する製剤。ただし、S・S—ビス（—メチルプロピル）=O—エチル=ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 四十八及び四十八の二 削除
- 四十八の三 二—ヒドロキシ—四—メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、二—ヒドロキシ—四—メチルチオ酪酸—O・五%以下を含有するものを除く。
- 四十九 削除
- 四十九の二 二—（フェニルバラクロルフェニルアセチル）—一・三—インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、二—（フェニルバラクロルフェニルアセチル）—一・三—インダンジオン—O・O二五%以下を含有するものを除く。
- 四十九の三 —t—ブチル—三—（二・六—ジイソプロピル—四—フェノキシフェニル）チオウレア（別名ジアフェンチウロン）及びこれを含有する製剤
- 四十九の四 ブチル=二・三—ジヒドロ—二・二—ジメチルベンゾフラン—七—イル=N・N'—ジメチル—N・N'—チオジカルバマート（別名フラチオカルブ）五%以下を含有する製剤
- 四十九の五 t—ブチル=（E）—四—（一・三—ジメチル—五—フェノキシ—四—ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t—ブチル=（E）—四—（一・三—ジメチル—五—フェノキシ—四—ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル）ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
- 四十九の六 二—t—ブチル—五—（四—t—ブチルベンジルチオ）—四—クロロピリダジン—三（二H）—オン及びこれを含有する製剤
- 四十九の七 削除
- 四十九の八 N—（四—t—ブチルベンジル）—四—クロロ—三—エチル—一—メチルピラゾール—五—カルボキサミド（別名テブフェンピラド）及びこれを含有する製剤
- 五十 プラストサイジンS、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 五十一 プロムメチル及びこれを含有する製剤
- 五十一の二 二—（四—プロモジフルオロメトキシフェニル）—二—メチルプロピル=三—フェノキシベンジル=エーテル（別名ハルフェンプロツクス）及びこれを含有する製剤。ただし、二—（四—プロモジフルオロメトキシフェニル）—二—メチルプロピル=三—フェノキシベンジル=エーテル五%以下を含有する徐放性製剤を除く。
- 五十二 二—メチリデンブタン二酸（別名メチレンコハク酸）及びこれを含有する製剤
- 五十三から五十八の三まで 削除
- 五十八の四 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤
- 五十九 メチル=N— [二— [一—（四—クロロフェニル）—一—H—ピラゾール—三—イルオキシメチル] フェニル]（N—メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロビン）及びこれを含有する製剤。ただし、メチル=N— [二— [一—（四—クロロフェニル）—一—H—ピラゾール—三—イルオキシメチル] フェニル]（N—メトキシ）カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。
- 五十九の二から五十九の五まで 削除
- 五十九の六 メチル—N'・N'—ジメチル—N— [(メチルカルバモイル) オキシ] —一—チオオキサミイミデート—O・八%以下を含有する製剤
- 五十九の七 S—（四—メチルスルホニルオキシフェニル）—N—メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤

- 五十九の八 五－メチル－一・二・四－トリアゾロ〔三・四－b〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）及びこれを含有する製剤。ただし、五－メチル－一・二・四－トリアゾロ〔三・四－b〕ベンゾチアゾール八％以下を含有するものを除く。
- 六十 N－メチル－一－ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、N－メチル－一－ナフチルカルバメート五％以下を含有するものを除く。
- 六十の二 削除
- 六十の三 ニ－メチルピフェニル－三－イルメチル＝（－R S・ニR S）－二－（Z）－（ニ－クロロー三・三・三－トリフルオロー－プロペニル）－三・三－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、ニ－メチルピフェニル－三－イルメチル＝（－R S・ニR S）－二－（Z）－（ニ－クロロー三・三・三－トリフルオロー－プロペニル）－三・三－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有するものを除く。
- 六十の四 削除
- 六十の五 S－（ニ－メチル－一－ピペリジル－カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、S－（ニ－メチル－一－ピペリジル－カルボニルメチル）ジプロピルジチオホスフェイト四・四％以下を含有するものを除く。
- 六十の六 ニ－（一－メチルプロピル）－フェニル－N－メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニ－（一－メチルプロピル）－フェニル－N－メチルカルバメート二％（マイクロカプセル製剤にあつては、一五％）以下を含有するものを除く。
- 六十の七 削除
- 六十の八 S－メチル－N－〔（メチルカルバモイル）－オキシ〕－チオアセトイミデート（別名メトミル）四五％以下を含有する製剤
- 六十一 沃化メチル及びこれを含有する製剤
- 六十二 硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 六十三 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 六十四 削除
- 六十五 燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、燐化亜鉛一％以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 六十六 削除
- 六十七 ロテノン及びこれを含有する製剤。ただし、ロテノン二％以下を含有するものを除く。

別表第二（第四条の三関係）

- 一 アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇％以下を含有するものを除く。
- 二 塩化水素及びこれを含有する製剤。ただし、塩化水素一〇％以下を含有するものを除く。
- 三 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇％以下を含有するものを除く。
- 四 塩基性酢酸鉛
- 五 塩素
- 六 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素六％以下を含有するものを除く。
- 六の二 キシレン
- 七 クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。
- 八 クロホルム
- 九 硅弗化ナトリウム
- 九の二 酢酸エチル
- 十 酸化水銀五％以下を含有する製剤
- 十一 酸化鉛
- 十二 四塩化炭素及びこれを含有する製剤
- 十三 重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
- 十四 漆酸、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。ただし、漆酸として一〇％以下を含有するものを除く。
- 十五 硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 十六 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム五％以下を含有するものを除く。
- 十七 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五％以下を含有するものを除く。
- 十七の二 トルエン
- 十八 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。
- 十九 メタノール
- 十九の二 メチルエチルケトン
- 二十 硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。

別表第三 削除

別表第四 削除

別表第五（第十三条の六関係）

一	黄燐	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 酸性ガス用防毒マスク
二	四アルキル鉛を含有する製剤	保護手袋（白色のものに限る。） 保護長ぐつ（白色のものに限る。） 保護衣（白色のものに限る。） 有機ガス用防毒マスク
三	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 青酸用防毒マスク
四	硅弗化水素及びこれを含有する製剤	一の項に同じ

五	アクリルニトリル	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 有機ガス用防毒マスク
六	アクロレイン	前項に同じ
七	アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 アンモニア用防毒マスク
八	塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	一の項に同じ
九	塩素	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 普通ガス用防毒マスク
十	過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素六%以下を含有するものを除く。）	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡
十一	クロルスルホン酸	一の項に同じ
十二	クロルピクリン	五の項に同じ
十三	クロルメチル	五の項に同じ
十四	窒素化合物	一の項に同じ
十五	ジメチル硫酸	一の項に同じ
十六	臭素	九の項に同じ
十七	硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	一の項に同じ
十八	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	十の項に同じ
十九	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	十の項に同じ
二十	ニトロベンゼン	五の項に同じ
二十一	発煙硫酸	一の項に同じ
二十二	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	五の項に同じ
二十三	硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸一〇%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	十の項に同じ

備考

- 一 この表に掲げる防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
- 二 防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。
- 三 保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
- 四 保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。